

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 に基づく規制の概要（2025. 2. 26 版）

（１）法に基づく規制について

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）は、国内に生息・生育する種又は外国産の希少な野生動植物の保全するための必要な措置を定めており、1992 年（平成 4 年）6 月に制定、1993 年（平成 5 年）4 月に施行されました。

なお、種の保存法制定以前には、「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（昭和 47 年法律第 49 号）」（二国間渡り鳥等保護条約等に基づく絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種について輸出入及び国内取引を規制）、「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律（昭和 62 年法律第 58 号）」（ワシントン条約に基づく国際取引の規制の確実な実施を図るために、国際取引が原則として禁止された種の国内取引を規制）等により野生動植物種の保護が図られていましたが、一元的に対応を行うべきという理念の下に種の保存法に統合されることとなりました。種の保存法の対象となる希少野生動植物種として、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される環境省レッドリストの掲載種（または亜種・変種）を「国内希少野生動植物種」に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）附属書 I 掲載種（我が国が留保している種を除く。）や二国間渡り鳥等保護条約・協定に基づき国際的に協力して種の保存を図ることとされている外国産の希少種を「国際希少野生動植物種」に指定し、個体の取扱い規制、生息地等の保護、保護増殖事業の実施などの必要な措置を講じています。また、野生動植物の種の保存を緊急に図る必要があると認めるときに「緊急指定種」として個別に指定され（最長 3 年）、同等の措置を講じることとしています。

種の保存法では、国内希少野生動植物種の捕獲等と、全ての希少野生動植物種の取引（あげる、売る、貸す、もろう、買う、借りるといった「譲渡し等」）や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告を原則禁止しています。なお、生きている個体のほか、死体やその加工品（剥製その他の標本）、国内希少野生動植物種の植物（一部を除く）であれば種子、鳥類や国内希少野生動植物種の爬虫類・両生類、一部の昆虫類であれば卵も規制対象です。さらに器官（個体の一部）やその加工品についても規制の対象となる種もあります。

取引を禁止することで、違法捕獲や輸入等の要因を減らし、違法に捕獲された個体等の市場流通を抑制すること等を目的としています。また、ワシントン条約履行のための国内措置は、経済産業省及び財務省が所管する「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づく輸出入時の水際規制ですが、種の保存法に基づき国内取引を規制することで、これら国際取引の規制の実行性を高め、条約で求められている事項の確実な実施を図ることが可能となります。

「器官」：毛皮、皮、爪、角、牙、羽毛、甲羅、花、幹、茎など

社会通念上需要が生じる可能性があることから、種の保存のために取引規制等の措置を積極的に講じる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものを指定。

「器官の加工品」：毛皮のコートや、牙を材料としたアクセサリ・印章など

種を容易に識別することができ、器官を主たる原材料とする製品及びその製造過程の加工品を指定。

個体(法6Ⅱ④)

※すべての国内種および国際種が対象

自然の状態においてその種が通常備えている外形的、生理的構造を有する有機体の全体(生死は問わない)。

卵及び種子を含む。

卵：国内種の鳥綱、爬虫綱、両生綱及び昆虫綱(一部除く)の卵と、国際種の鳥綱の卵が規制対象。

種子：国内種および国際種のうち植物界に属するものの種子が規制対象。

加工品

(法6Ⅱ④、令4・別表第五)

A.個体の加工品(法20Ⅱ③)

個体を主たる原材料とする製品。はく製や標本。

器官(法6Ⅱ④、令3・別表第五)

※一部の国内種および国際種が対象

個体の部分及び派生物。毛皮、牙、羽毛など、政令で定めるもの。

B.器官の加工品(法20Ⅱ③)

器官を主たる原材料とする製品及び作成過程の加工品を含む。毛皮製品、牙を材料とした印章など、政令で定めるもの。

※「種を容易に識別することができる」

取引の安全との調和等の観点から、通常の利用形態において外見上種を見分けることができるものを示す。例えば、器官を製品の一部分にのみ使用していて種の識別が困難なものについては、製品に添付された表示、包装、マーク等により種を見分けることができるものに限って規制の対象となり得る。

（２）規制の例外等について

学術研究等の目的で環境大臣の許可を受けて譲渡し等する場合のほか、大学における教育・学術研究のために譲渡し等をする場合や非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等をする場合（注：30日以内の事後届出（引取後＋返却後）が必要）、獣医師法第4章の規定による業務に伴って譲渡し等する場合、譲渡し等をする当事者の一方が双方が国の機関・地方公共団体であって下記を満たす場合などは、規制の適用が除外されています。

- ・警察法第2条第1項に規定する警察の責務として、又は、検察庁法第4条に規定する検察官の責務として譲渡し等をする場合
- ・動物愛護管理法第36条の規定（負傷動物等の発見者の通報措置）に基づき、収容された生きている個体の譲渡し等をする場合

さらに、以下のカテゴリ別に適用除外の対象行為が定められています。

① 国内希少野生動植物種

・「特定第一種国内希少野生動植物種」

鑑賞用の植物など自然界においては絶滅のおそれがあっても、商業的な繁殖が可能であり、実用化されていたり市場に流通していたりする種を想定しています。

業者や愛好家の管理下には多くの個体等が存在していることから、現に人の管理下にある個体等については商業的な目的を含めた取引を認めても、種の保存を図ることが可能と考えられます。

そのため、販売目的の陳列・広告の禁止と輸出入の禁止は適用除外としていますが、譲渡し又は引渡しを反復継続する事業を行う者には「特定国内種事業」の届出義務（事業を行う前）と一定の遵守義務（陳列・広告時の届出者情報の表示等）を課し、違法な捕獲個体等の市場流入を防止しています。

【補足】特定国内種事業者届出簿（一覧）は環境省・農水省 HP で公開されています

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>

・「特定第二種国内希少野生動植物種」

代表的なものとして、里地里山等の二次的自然に依存・分布する種のうち、自然界においては絶滅のおそれがあるものの、多産であり、生息・生育環境の改善により速やかに個体数の回復が見込まれ、個体数が著しく少なくない等の要件が満たされる種（昆虫類、両生類、淡水魚類等）については、個体の捕獲等及び譲渡し等の規制は必ずしも優先度が高いとは言えません。

そのため、販売業者等による断続的な大量捕獲やその動機形成等に繋がる需要の増大など、種の保存に支障を来すおそれのある、販売・頒布等の目的に限定した行為（捕獲等、譲渡し等、陳列・広告）を禁止しています。なお、調査研究や環境教育等を目

的とした捕獲等、譲渡し等は規制の対象外となるため、自然とのふれあいや関わりの維持や生息・生育地の保全活動等の展開が期待されます。

各指定区分の捕獲等及び譲渡し等の規制概要

(<https://www.env.go.jp/content/900491899.pdf>)

指定区分	指定基準等	捕獲等		譲渡し等		陳列・広告 (販売・頒布目的)	輸出	輸入	指定種の例
		販売・頒布目的	それ以外	販売・頒布目的	それ以外				
① 国内希少野生動植物種	絶滅のおそれの高い種のうち、その存続に支障をきたす事情がある種	×	× ^{※1}	×	× ^{※1}	×	× ^{※2 ※3}	○ ^{※2 ※4}	イリオモテヤマネコ、ミヤコタナゴ、ヤンバルテナゴコガネ等
② 特定第一種国内希少野生動植物種	商業的な繁殖技術が確立されている種	×	× ^{※1 ※5}	○ ^{※6}	○ ^{※6}	○ ^{※6}	○	○	レブンアツモリソウ、ナンバンカモメラン、アマミデンダ等
③ 特定第二種国内希少野生動植物種	流通等を目的とした捕獲等を規制することにより、種の保存が期待される種	×	○	×	○	×	× ^{※2 ※3}	○ ^{※2}	トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメ、カワシンジュガイ等

- ※1 学術研究又は繁殖等、公益的な目的の捕獲や譲渡しで、環境大臣の許可を受けた場合は可能
 ※2 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき承認を受ける必要がある
 ※3 学術研究や繁殖等の目的で、環境大臣の認定を受けた場合は可能
 ※4 渡り鳥条約等に基づく指定種（トキ、タンチョウ、シマフクロウ等）の輸入時に証明書の添付が必要
 ※5 特定国内種事業に係る譲渡し・引渡しのための繁殖を目的とした捕獲等で、環境大臣の許可を受けた場合には可能
 ※6 特定第一種国内希少野生動植物種の譲渡し・引渡しを反復継続して行う場合は、特定国内種事業として、あらかじめ環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない

② 国際希少野生動植物種

a) 環境大臣（又は個体等登録機関）による個体等登録を受けた場合

ワシントン条約上も、商業目的で繁殖させた個体、その器官及びこれらの加工品や、特定の地域個体群に係る種の個体等は、一定の条件下で商業目的の流通が認められていることから、種の保存法上でも審査要件を設けて同様の運用としています。

登録の対象となる区分は、「個体」と「個体の加工品（剥製など）」、「牙・角・毛皮などの器官」と「器官の加工品」であり、そのうち以下の要件のいずれかに該当することが審査・確認されたものだけが登録を受けられます。 ※下記 b)～d) は除く

- 種の保存法の規制適用前に国内で取得した個体等
- 関税法の許可を受けて輸入された個体等
- 国内で繁殖された個体等

種の保存法では、登録個体等や登録票について一定の管理義務を課しています。例えば、販売・頒布を目的とした陳列時の登録票の備え付け、同目的による広告時の登録情報（登録記号番号、登録年月日及び登録の有効期間満了の日（※生きている個体に限る。））の表示、そして登録票と別にした個体等の譲渡し等の禁止、譲受け等した者からの事後届出が挙げられます。

特に、生きていた個体の死亡等に伴う登録票の返納数が少ないという事態や、個体の死亡等により失効した登録票を別の違法個体の登録票として不正利用した事件が

発生したため、生きている個体の登録について有効期間（5年）を設け更新制としています。

b) 「特定器官等」を譲渡し等する場合

我が国において製品の原材料として使用されており、加工・流通が行われている器官として、せんざんこう科の皮、ぞう科の皮・牙、おおとかげ科とうみがめ科の皮・甲が挙げられます。このような器官及びその加工品のうち、特に、器官の全形を保持していない・分割されたもの（「特定器官等」）については、大量に取り扱われており個々に個体等登録や取引規制の運用が実務上困難であることから、下記 c)・d)の場合を除き、譲渡し等や陳列・広告の禁止の適用除外となっています。

c) 特定国際種事業（べっ甲）として譲渡し等する場合

全形を保持していないものも含め、うみがめ科の甲（背甲、肚甲、縁甲（ツメ）、端材、半加工品を示す）の譲渡し又は引渡しを反復継続する事業を行う者には「特定国際種事業」の届出義務と一定の遵守義務（陳列・広告時の届出者情報の表示等）を課しています。

なお、べっ甲でできた眼鏡やアクセサリなどの加工品（すでに製品となっている完成品）は、上記 b) に該当し、譲渡し等の規制の対象外です。

【補足】特定国際種事業者届出簿（一覧）は環境省・経産省 HP で公開されています
<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>

d) 特別国際種事業（象牙）として譲渡し等する場合

全形を保持していないものを含め、ぞう科の牙及びその加工品（カットピース、象牙製品など）の譲渡し又は引渡しを反復継続する事業を行う者には「特別国際種事業」の登録及びその更新（5年）の義務を課しています。さらに、種の保存法では、陳列・広告時の登録情報（登録番号、事業者の氏名住所等、登録の有効期間満了の日など）の表示も義務付けています。

この登録・更新制度には、過去に違反事案が確認されたことや、ワシントン条約締約国会議においても密猟や違法取引に寄与する国内市場の閉鎖が求められていたこと等の背景があるため、非合法的象牙の流入防止や徹底した法令遵守が必要となります。

【補足】特別国際種事業者登録簿（一覧）は公開されています
<http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/pt6-tourokubo/index.htm>

e) その他（種の保存に支障を及ぼすおそれがないとして譲渡し等、陳列・広告が可能）

- ・国際希少野生動植物種に指定される植物の種子の場合
- ・鳥獣保護管理法や漁業法に基づき適法に捕獲等されたクマやクジラ等（以下のとおり）の個体等やその繁殖個体等、それらの器官や当該器官の加工品の場合

ヒグマ、アジアクロクマ

コククジラ、コセミクジラ、ザトウクジラ、シロナガスクジラ、スナメリ、セミクジラ属全種、トックリクジラ属全種、ホッキョククジラ、ミナミツチクジラ
うみがめ科全種、オサガメ

- ・国際希少野生動植物種のうち、我が国でも商業的に繁殖が行われているインコやチンチラ等（以下のとおり）の繁殖させたもの、その器官や当該器官の加工品の場合

（動物界）

すずめ目：コキンチョウ、ネオクミア・ルフィカウダ・ルフィカウダ

おうむ目：テンニョインコ、ポリュテリス・アントペプルス・モナルコイデス、ミカヅキインコ

きじ目：ニジキジ、サンケイ、カラヤマドリ、ミカドキジ

だちょう目：ダチョウ

チンチラ属全種

（植物界）

うつぼかずら科、きょうちくとう科、サボテン科、サラセニア科、

そてつ科（１種のみ。なお、違法出品が度々確認される「**オニソテツ属全種**」は**フロリダそてつ科**で**規制対象**）、とうだいぐさ科、フォウキエリア科、ゆり科、らん科（※「**〇〇ラン**」という和名でも他科の種であることもあり注意が必要）、りゅうぜつらん科（１種のみ）